

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：国土交通省ハザードマップポータルサイト)

国土交通省ハザードマップポータルサイトによると、当会及び当町が立地する町中心部において0.5～3.0mの浸水が予想されているほか、小売業・飲食業の集積する国道201号（金辺川が平行して流れている）及び国道322号沿いにおいても0.5～3.0mの浸水が予想されている。

(土砂災害：香春町ハザードマップ)

香春町ハザードマップによると、山間部を中心に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されているほか、上香春地区、下香春地区、採銅所地区など店舗・工場が複数立地する地域においても山地に近い場所では山腹崩壊危険区域に指定されている。

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度5弱以上の地震が今後30年間で59.3%以上の確率で発生するとされている。

(その他)

当町は年に数回、台風が通過していることから、集中豪雨での水災に加えて台風による風害による被害が想定される。

また町内にはため池が点在しており、香春町ため池ハザードマップによると、とりわけ規模の大きい呉ため池は決壊から20分後には当会や当町を含む町中心部に浸水が到達し、最大で2mの浸水が予想されている。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

・商工業者等数 390 者

・小規模事業者数 352 者

【内訳】

業 種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
建設業	85	83	町内に広く分布している
製造業	42	35	町内に広く分布している
卸売・小売業	89	76	国道201号、322号沿いに分布
飲食・宿泊業	34	29	国道201号、322号沿いに分布
サービス業	83	79	町中心部を中心に分布
その他	57	50	町内に広く分布している

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

- ・香春町地域防災計画（平成27年6月策定）の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・香春町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業継続力強化計画対策セミナーの開催
- ・事業継続力強化計画策定個別相談会実施
- ・当町との定期的な意見交換

II 課題

現状、当会の事業継続計画を策定しておらず、平時・緊急時の備えが十分とはいえない。発災時に当町と連携し被害状況の確認や被災小規模事業者への支援体制を構築するためには、当会が発災時の被害を最小限にとどめ、重要業務の継続と早期復旧につなげることが重要となる。そのため、当会の事業継続計画策定に取り組まなければならない。

また、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。

加えて、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築し、定期的な意見交換・確認を行う。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・ 商工会だよりや町報、ホームページ、SNS等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家や保険会社職員を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の策定

- ・ 令和8年度までに策定。

3) 関係団体等との連携

- ・ 災害予防対策タスクチーム（福岡県商工会連合会（リスクマネジメント課）、民間保険会社（損保）、BCP策定専門家及び各商工会の伴走支援によるチーム）によるリスク予防診断から事業継続計画（BCP）策定までのワンストップ支援事業を実施する。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・ 香春町事業継続力強化支援連絡会議（構成員：当会、当町）を年1回以上開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害（震度5弱以上の地震や大規模水害）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 8 時間以内に職員の安否報告を行う。
(SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況 (家屋被害や道路状況等) 等を当会と当町で共有する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、香春町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例)
職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する 等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3 日以内に情報共有する。
(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している事業所がある。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

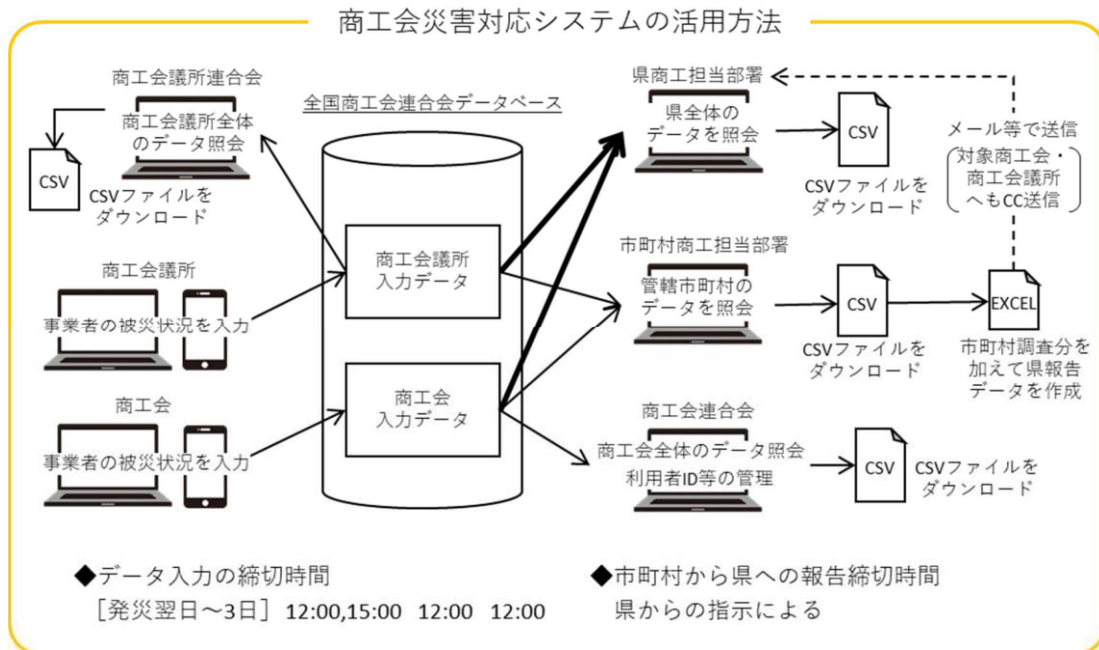
発災後～1週間	1日に1回以上共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	3日に1回共有する
1ヶ月以降	1週間に1回以上共有する

- ・当町で取りまとめた「香春町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における連絡体制 >

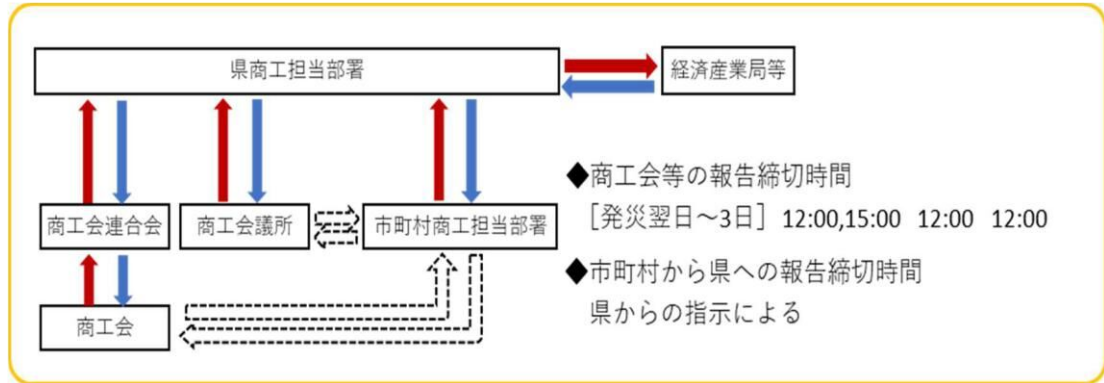
- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、下記の県が指定する方法にて当会又は当町より県の商工担当部署へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を福岡県の指定する方法にて当会又は当町より福岡県へ報告する。
- ・当会は原則、商工会災害対応システムに被害状況を入力することで、当町の商工担当部署へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ・商工会災害対応システムが利用できない場合は、メールまたは FAX 等により情報共有又は報告を行う。
- ・報告時間について、当会は原則、発災翌日の 12:00 と 15:00、2 日目の 12:00、3 日目の 12:00 とし、発災時、県から指示があった場合は、その指示によるものとする。当町は県からの指示により報告する。

①システム利用可能時



②システム不具合発生時

- ・下図の流れで情報共有又は報告を行う。



- ・また当会は被害状況を 9. 様式集に規定する様式 I に記載し、県の商工担当部署へ報告する。

様式 I
福岡県中小企業振興課経営支援係 ○○・○○宛て【電子メールにて送付：（メールアドレス keiishien@pref.fukuoka.lg.jp）】

令和○年○月○日の大雨による商工被害状況 提出日：令和○年○月○日

団体名：
記入担当者：

記入欄	被害箇所				被害状況		区分 (別添の報告書参照)
	所在地	商店街の場合は 商店街名	事業所名	業種	被害額	被害内容（建物、商品、原材料、機械の被害など、分かる範囲でできるだけ詳しく記載してください）	
記入欄	○○街○○町○丁目○	—	●○○製材所	製造業	約 1 0 万円	工場内が浸水。旋盤機 2 台が利用できない状況。	新設→初回報告に集めた情報 修正→初回報告内容に修正を加える場合 変更後→初回報告内容から変更が判明した場合
	△△市△△町△△番地	△△商店街	△△酒店	酒販売業	約 1 4 0 万円	店舗前の電信柱が店舗に向けて倒れ、店舗半壊。在庫商品の約 7 割が被害。	
1							
2							
3							

※数日までに御報告頂いた箇所は削除せずに、新規情報を追記していただきます。 ※用紙が足りない場合はコピーしてご利用ください。
※既に御報告を頂いている被害箇所につきましても、その後の調査で被害状況等の修正や追加が判明した場合は、併せて御報告をお願いします。

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、当町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

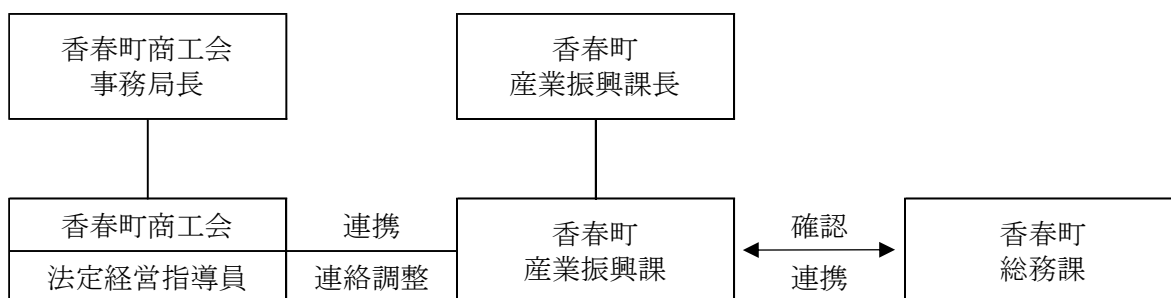
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年7月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 山口 淳 (連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

香春町商工会

〒822-1406 福岡県田川郡香春町大字香春751

TEL : 0947-32-2070 / 0947-32-7397

E-mail : kawara@shokokai.ne.jp

②関係市町村

香春町 産業振興課

〒822-1492 福岡県田川郡香春町大字高野994

TEL : 0947-32-8406 / FAX : 0947-32-4815

E-mail : shokoukankou@town.kawara.fukuoka.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
必要な資金の額	335	335	335	335	335
・ 専門家派遣費	140	140	140	140	140
・ 協議会運営費	10	10	10	10	10
・ セミナー開催費	35	35	35	35	35
・ パンフ、チラシ製作費	100	100	100	100	100
・ 防災、感染症対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入、香春町補助金、福岡県補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
当会と当町は、以下の関係機関と連携して本事業を実施する。 名 称 福岡県商工会連合会 住 所 〒812-0046 福岡県福岡市博多区吉塚本町 9-15 代表者の氏名 会長 花田 稔之
連携して実施する事業の内容
< 1. 事前の対策 > 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知 ①チラシ、SNS、メディア等による情報発信 ②リスク予防診断の実施によるリスク喚起と復興計画提案 ③BCP 策定支専門家の派遣による支援
連携して事業を実施する者の役割
福岡県商工会連合会が災害予防対策タスクチームを統括し、連携して①～③の事業を実施する。 ①チラシ、SNS、メディア等による情報発信 (役割) チラシや YouTube、ラジオ CM など各種媒体を通じて事業を周知 (効果) 福岡県商工会連合会 (以降、県連) が県下商工会を代表して広報することにより、費用対効果高く周知することができる。 ②リスク予防診断の実施によるリスク喚起と復興計画提案 (役割) 事業所の現状及びリスク分析支援、保険診断、最適な保険プラン及び BCP 策定の提案 (効果) 県連リスクマネジメント課と連携することで、より専門性の高い支援が可能となる。 ③BCP 策定支専門家の派遣による支援 (役割) BCP 策定～申請までを支援 (効果) 県連リスクマネジメント課と連携することで、より専門性の高い支援が可能となる。
連携体制図等
<pre> graph TD subgraph "災害予防対策タスクチーム" A["福岡県商工会連合会 (チーム統括) ・BCP策定専門家 ・民間保険会社"] B["香春町商工会 事務局長"] C["香春町商工会 法定経営指導員"] A --- B B --- C end D["香春町 産業振興課長"] E["香春町 産業振興課"] F["香春町 総務課"] D --- E E <--> "確認 連携" F E --- "連携 連絡調整" C </pre>